

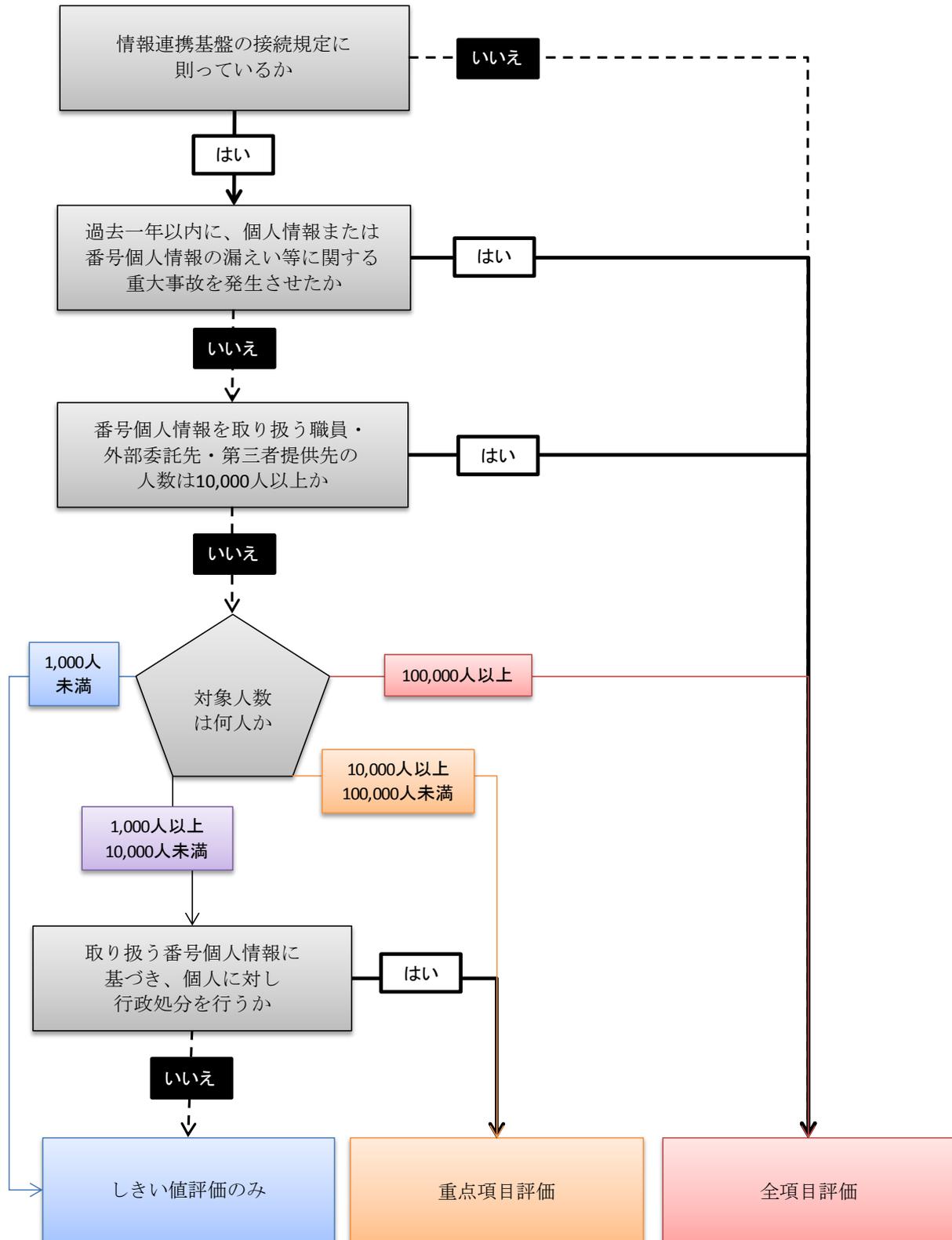
情報保護評価（しきい値評価）事実報告書記載事項（案）

1. 報告書概要	
「番号」に係る個人情報ファイル （以下「番号個人情報ファイル」 という。）の名称	
番号個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> システム用ファイル <input type="checkbox"/> 手作業ファイル <input type="checkbox"/> その他（具体的に記述する）
情報保護評価（しきい値評価）実施組織（課室）の名称及び連絡先	
施策・事務の名称	
施策・事務の概要	
システムの名称	
システム／手作業処理の概要	
根拠となる法令	施策・事務
	「番号」に係る個人情報 （以下「番号個人情報」と いう。）の取扱い
	情報連携基盤の利用
事実報告書提出日	
しきい値判断結果	<input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> しきい値評価のみ
事実報告書公表日	

2. 質問票

情報連携基盤の接続規定に則っているか	<input type="checkbox"/> 則っている <input type="checkbox"/> 則っていない
過去一年以内に、個人情報または「番号」に係る個人情報の漏えい等に関する重大事故を発生させたか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし
「番号」に係る個人情報を取り扱う職員・外部委託先・第三者提供先の人数は 10,000 人以上か	<input type="checkbox"/> 10,000 人以上 <input type="checkbox"/> 10,000 人未満
対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000 人未満 <input type="checkbox"/> 1,000 人以上 10,000 人未満 <input type="checkbox"/> 10,000 人以上 <input type="checkbox"/> 100,000 人以上
取り扱う番号個人情報に基づき、個人に対し行政処分を行うか	<input type="checkbox"/> 行う <input type="checkbox"/> 行わない
結果	<input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 対象外

参考1：フロー図



参考 2 : 質問票補足

質問 1 情報連携基盤の接続規定¹に則っているか

- 則っていれば次へ進む
- 特別な接続方式ならばiii情報保護評価（全項目評価）を実施する

【質問趣旨】情報連携基盤は、「番号」に係る個人情報のデータ連結・データ流通・大量処理等を容易にするものと考えられるが、情報連携基盤自体及びその接続方式については、情報連携基盤の情報保護評価で確認すべきものと考えられるため、接続規定に則っているものについては以降の質問に基づき、しきい値評価を行うこととしたもの。

質問 2 過去1年以内に、個人情報又は「番号」に係る個人情報の漏えい等に関する重大事故を発生させたか

- 発生させていればiii情報保護評価（全項目評価）を実施する
- 発生させていなければ次に進む

【質問趣旨】漏えい等に関する重大事故を発生させた場合は、国民の懸念が大きいと考えられるため、必要性が高いと判断したもの（国民の信頼を獲得する目的に対応するもの）。

質問 3 「番号」に係る個人情報を取り扱う職員、外部委託先及び第三者提供先（再提供以降の提供も含む。）の人数の合計数は何人が

- 10,000人以上であればiii情報保護評価（全項目評価）を実施する
- 10,000人未満であれば次へ進む

【質問趣旨】少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が情報を取り扱うとすると、不正利用、不正流出リスクが高まるものと考えられるため、必要性が高いと判断したもの（事前対応を行う目的に対応するもの）。

質問 4 対象人数は何人が

- 100,000人（論点）²以上であればiii情報保護評価（全項目評価）を实

¹ 情報連携基盤接続規定が策定される場合を想定したもの。

² 人数をより低くすることも考えられるが、通常、システムを構築するのは大量データを扱う必

施する

- 10,000人以上であればii情報保護評価（重点項目評価）を実施する
- 1,000人以上10,000人未満であれば次へ進む
- 1,000人未満であれば対象外とする

【質問趣旨】一定量以上の情報を取り扱う場合、不正利用・不正提供の誘因ともなり得、プライバシー等に対するリスクが高いと考えられるため（事前対応を行う目的、国民の信頼を獲得する目的に対応するもの）。

なお、社会保障・税分野の情報は概して機微性の高い情報であるため、情報の種類を判断基準とするのは困難であると考えられることから、情報の量のみを質問項目とした。

質問5 取り扱う「番号」に係る個人情報に基づき、個人に対し行政処分を行うか

- 行うのであればii情報保護評価（重点項目評価）を実施する
- 行わないのであれば対象外とする

【質問趣旨】誤った「番号」に係る個人情報や不正に取得された「番号」に係る個人情報に基づき、行政処分がなされる場合、個人に対する被害が大きいとされるため（事前対応を行う目的に対応するもの）。

要があるためであることから、当初案としては100,000人とした。

なお、現行法令上、人数を用いて対象を限定しているものは以下の通り。

- ・行政機関個人情報保護法上、個人情報ファイルの事前通知義務並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表義務の適用除外となる本人数（同法第10条第2項第9号及び同法施行令第5条）は1,000人
- ・個人情報保護法上、個人情報取扱事業者該当者の、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計の下限は5,000人（同法第2条第3項第5号及び同法施行令第2条）

参考 3 : 質問早見表

※ 別添「情報保護評価（しきい値評価）早見表」を参照されたい。

■ 情報保護評価(しきい値評価)早見表

(別添)

質問内容				
①	情報連携基盤の接続規定に則っているか	はい		いいえ
②	過去一年以内に、個人情報または番号個人情報の漏えい等に関する重大事故を発生させたか	はい		いいえ
③	番号個人情報を取り扱う職員・外部委託先・第三者提供先の人数は10,000人以上か	はい		いいえ
④	対象人数は何人か	人		
⑤	取り扱う個人情報に基づき、個人に対し行政処分を行うか	はい		いいえ

評価結果

しきい値評価のみ

※黄色のセルに「○」がいたら判定終了。

※④については、1,000人以上10,000人未満の場合のみ質問⑤へ。それ以外は判定終了。